

## 質疑への回答

件名：堺市立総合医療センターで使用するガスの調達に係る一般競争入札

文書等名称	質疑事項	回答
公告	入札保証金、契約保証金についての記載がございません。こちらに関しましては、弊社は免除となりますでしょうか。	免除の要件は次のいずれかのとおりです。  (1) 保険会社との間に当法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき  (2) 当法人と過去2年間に種類及び規模を同じくする契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認めるとき
仕様書 8. ガス料金の決定②	「入札時の原料費料金は、その算定式に基づき、令和6年4月から令和7年3月の平均原料価格(適用価格)を用いて算出するものとする」と記載がございますが、弊社は「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に基づく割引がございます。割引前の単価か割引後の単価か、どちらで算定すればよろしいでしょうか。	電気・ガス価格激変緩和支援事業等は反映しない価格で算出してください。

<p>仕様書</p> <p>5. 契約期間</p>	<p>契約期間に関しまして、「令和7年6月分の定例検針日の翌日から令和10年6月分の定例検針日まで」と記載がございますが、弊社の供給条件及び料金表では、「令和7年6月検針日翌日から令和10年6月検針日」となります。ご了承いただけますでしょうか。また弊社落札の際、契約書に仕様書を合綴される場合は、こちらの記載をご変更いただけますでしょうか。</p>	<p>了承します。</p>
<p>仕様書</p> <p>6. 供給都市ガスの仕様</p> <p>③使用量等</p>	<p>弊社供給条件及び料金表では、契約年間最高使用量(契約年間使用量に1.3を乗じた数量(十の位以下切り上げ))の定めがあり、1年間のご使用量の実績が契約年間最高使用量を超過した場合は精算金が発生いたします。ご了承いただけますでしょうか。また弊社落札の際、契約書に仕様書を合綴される場合は、こちらの記載を追加していただけますでしょうか。</p>	<p>了承します。</p>
<p>仕様書</p> <p>6. 供給都市ガスの仕様</p> <p>③使用量等(エ)</p>	<p>予定年間引取量に関しまして、弊社供給条件及び料金表では、契約年間使用量に0.7を乗じた数量とし、十の位以下は切り捨てと定めております。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>了承します。</p>

<p>仕様書</p> <p>7. 計量および検針日</p> <p>①計量</p>	<p>「乙が設置した計量器等」と記載がございますが、計量器等の設置は一般ガス導管事業者によって行われます。その為、弊社は行いません。ご了承いただけますでしょうか。また弊社落札の際、契約書に仕様書を合綴される場合は、こちらの記載をご変更いただけますでしょうか。</p>	<p>了承します。</p>
<p>仕様書</p> <p>9. ガス料金単価調整①</p>	<p>「原料価格の変動があり原料費が変動した場合において、社会的に単価調整の必要があると認められるときは、乙が定める供給条件に基づき改定できるものとする。」と記載がございますが、弊社は単価に対して原料費調整を行うのではなく、財務省貿易統計で公表された価格を用いて、原料費料金単価を算出しております。その為、2ヶ月に一度原料費が調整されます。（2ヶ月の平均価格を算出し、1か月間をあけて、2ヶ月間適用）ご了承いただけますでしょうか。また弊社落札の際、契約書に仕様書を合綴される場合は、こちらの記載をご変更いただけますでしょうか。</p>	<p>了承します。</p>
<p>仕様書</p> <p>7. 計量および検針日</p> <p>11. ガス使用量の測定法①</p>	<p>「丙が設置した計量器により毎月検針を行うものとする。」と記載がございますが、弊社供給条件では、毎月の検針は一般ガス導管事業者様が定めた日に行われ、検針作業を行うのも一般ガス導管事業者様となります。ご了承いただけますでしょうか。また弊社落札の際、契約書に仕様書を合綴される場合は、こちらの記載をご変更いただけますでしょうか。</p>	<p>了承します。</p>

<p>仕様書</p> <p>11. ガス使用量の測定 法②</p>	<p>「料金算定期間は、原則毎月1日から当該月の末日までとする。」と記載がございますが、弊社供給条件では、「前月の検針日の翌日から当月の検針日まで」となります。ご了承いただけますでしょうか。また弊社落札の際、契約書に仕様書を合綴される場合は、こちらの記載をご変更いただけますでしょうか。</p>	<p>了承します。</p>
	<p>お支払期日に関しまして、弊社供給条件では「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>了承します。</p>
	<p>お支払に関しまして、上記期限内にお支払いをいただけなかった場合、延滞利息が発生いたします。弊社の供給条件では「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と定めております。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>了承します。</p>
	<p>弊社契約の際は、ガス料金の支払方法については、「口座振替」または「振込用紙による支払（弊社所定の振込用紙）」となります。（振込に要する費用は、お客様負担となります）ご了承いただけますでしょうか。また、2028年4月から、お客さまがコンビニエンスストアまたはスマートフォンアプリを通じて払い込みにより支払わ</p>	<p>了承します。</p>

	<p>れる場合は、支払いにともなう費用はお客様の負担となります。 ご了承くださいませでしょうか。</p>	
	<p>落札後の契約手続きについては、契約書ではなく弊社所定の「通知書」による取り扱いは可能でしょうか。</p>	<p>契約書の締結が必要となります。  なお、契約書については、落札者の指定様式にて契約締結可能です。</p>
	<p>落札後の契約手続きについて、「通知書」による取り扱いが不可の場合、契約書は電子契約サービス「クラウドサイン」による契約手続きを行うことは可能でしょうか。弊社所定の契約書による取り扱いとさせていただきます。※「電子契約サービス「クラウドサイン」導入のご説明とご利用のお願い」を参照ください。</p>	<p>問題ありません。</p>
	<p>落札後の契約手続きについて、「クラウドサイン」による取り扱いが不可の場合、弊社指定の契約書様式(紙の様式)にて契約手続きを行うことは可能でしょうか。</p>	<p>-</p>

	<p>弊社が落札させていただいた場合、落札後の提出書類として契約申込書を作成いたします。ご提出いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。</p>
①仕様書	<p>5. 契約期間 令和7年6月分の定例検針日の翌日から 令和10年6月分の定例検針日まで ⇒貴施設は原則1日検針と存じますが、6月分の定例検針日とは令和7年6月の検針日の翌日（6月使用分）から令和10年6月の定例検針日（5月使用分）のことでしょうか。</p>	<p>令和7年6月の検針日の翌日（6月使用分）から令和10年6月の定例検針日（5月使用分）になります。</p>
②仕様書 公告	<p>5. 契約期間 仕様書の契約期間は「令和7年6月分の定例検針日の翌日から令和10年6月分の定例検針日まで」との記載となっており、公告の契約期間は「令和7年7月分の定例検針日の翌日から令和10年6月分の定例検針日まで」と記載されておりますが、どちらでしょうか。</p>	<p>公告の記載に誤りがありましたので修正しております。 公告資料は差し替えておりますので、すでにダウンロードいただいている場合は、再度ダウンロードをお願いいたします。</p>

<p>③仕様書</p>	<p>5. 契約期間  ⇒供給期間が3年の場合、弊社では3年間の基本契約を締結し、各年度の契約年間最高使用量、契約年間最低使用量の設定が必要となります。2年目においては1年目の実績を踏まえて、基本契約で定めた契約年間最高・最低使用量の範囲内で変更は可能です。（契約量に応じて契約単価は見直します）。また3年間において、中途解約、契約年間最低使用量が減少する場合、精算額が発生します。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>了承します。</p>
<p>④仕様書</p>	<p>6. 供給都市ガスの使用  ③使用量等  記載なし  ⇒弊社の契約内容によって供給条件では、以下の文言を追記いただけるでしょうか。  ・弊社の最大需要期は、12月の定例検針日の翌日から4月の定例検針日までの期間（1月検針分～4月検針分）となります。  最大需要期予定使用量：314,000 m<sup>3</sup></p>	<p>了承します。</p>

<p>⑤仕様書</p>	<p>8. ガス料金の決定②</p> <p>原料費料金は、各社が設定した原料費料金算定式により算出するものとする。また、入札時の原料費料金は、その算定式に基づき、令和6年4月から令和7年3月の平均原料価格（適用価格）を用いて算出するものとする。</p> <p>⇒入札時の原材料費の算出にあたり電気・ガス価格激変緩和支援事業等は反映しない価格でよろしいでしょうか。</p>	<p>電気・ガス価格激変緩和支援事業等は反映しない価格で算出してください。</p>
<p>⑥仕様書</p>	<p>10. 契約最大使用量超過および予定年間引取量未達</p> <p>契約最大使用量を超過した場合および予定年間引取量に満たない場合は、供給者の供給条件に基づき、精算額を請求することができる。</p> <p>⇒弊社の契約内容によって供給条件では、契約最大使用量、契約最大需要期の超過、契約年間引取量（年間使用量の70%以上）の未達、中途解約、中途変更の場合、精算額が発生する場合があります。ご了承いただけるでしょうか。</p>	<p>了承します。</p>



<p>⑦仕様書</p>	<p>1 4. 保安</p> <p>受注者はガス消費機器について保安責任を負いますが、ガス供給設備については、一般ガス導管事業者が負います。</p> <p>以下のような表現に変更いただけますでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>一般ガス導管事業者</u>のガス供給設備に故障が生じ、または生じるおそれがある場合</li> <li>・ <u>一般ガス導管事業者</u>のガス供給設備の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合</li> </ul>	<p>仕様書の記載に誤りがありましたので修正しております。</p> <p>仕様書は差し替えておりますので、すでにダウンロードいただいている場合は、再度ダウンロードをお願いいたします。</p>
<p>⑧入札公告</p>	<p>5. 入札方法等</p> <p>(4) イ入札金額内訳</p> <p>⇒内訳書は弊社の様式を使用してよろしいでしょうか。また、内訳書は入札書と同封すればよろしいでしょうか。もしくは入札書をステープラー等で綴じこみ・割印するなどのご指示はあるでしょうか。</p>	<p>入札書提出時に内訳書の同封は必要ありません。</p>
<p>⑨入札公告</p>	<p>1 1. 契約に関する動向 (1)</p> <p>速やかに詳細な見積書及び記名押印した契約書その他契約に必要な関係書類を提出しなければならないとありますが、社内確認、押印等に時間を要するため日程に猶予をいただけるでしょうか。</p>	<p>一定の猶予 (1-2週間程度) を設けることは可能です。ただし、可能な限り迅速に対応をお願いします。</p>

<p>⑩入札公告</p>	<p>1 2. 契約保証金に関する事項 1 3. 違約金に関する事項</p> <p>契約保証金の免除について、本入札は、規程第28条に該当しますでしょうか。</p> <p>また、入札保証金の設定はございますでしょうか。設定がある場合、契約保証金も含め弊社は貴施設の現在の履行実績をもって免除対象となりますでしょうか。</p>	<p>免除の要件は次のいずれかのとおりです。</p> <p>(1) 保険会社との間に当法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき</p> <p>(2) 当法人と過去2年間に種類及び規模を同じくする契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認めるとき</p>
<p>⑪契約書</p>	<p>弊社の供給が決まった場合、</p> <p>①契約書は弊社の様式をご使用いただけるでしょうか。もし、貴院の契約書様式をご使用される予定がある場合、入札締め切りまでに内容を確認させていただけるでしょうか。また、契約書内容について、質疑締め切り後に、再度質問させていただけるでしょうか。</p> <p>②貴院様式の契約書の場合、契約書、仕様書、弊社の供給条件、重要事項説明書を合綴していただけるでしょうか。</p>	<p>契約書については、落札者の指定様式にて契約締結可能です。</p>

⑫契約書	弊社は検針業務、料金事務等を第三者に委託しています。ご了承くださいか。また、落札後の契約手続き、契約締結後の問い合わせ対応等について当社100%出資の関係会社に委託する場合がありますがご了承くださいか。	原則再委託は不可ですが、再委託することに問題がないと当法人が認めるときは再委託を認める場合があります。
------	---	---